

議案第二十三号

三朝町敬老年金支給条例の制定について

次のとおり三朝町敬老年金支給条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町敬老年金支給条例

(目的)

第一条 この条例は、高齢者に対し、敬老年金を支給することにより、敬老の意を表するとともに、その福祉を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「高齢者」とは、七十歳以上の者であつて、町内に住所を有するものをいう。

(年金の支給)

第三条 町長は、高齢者で国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十九条の二第六項において準用する同法第六十六条第二項の規定により扶養義務者の所得を理由として老齢福祉年金の支給が停止されているもの（以下「受給資格者」という。）に対し、敬老年金（以下「年金」という。）を支給する。

(年金の額)

第四条 年金の額は、一万二千元とする。

(認定)

第五条 受給資格者は、年金の支給を受けようとするときは、その受給資格について、町長の認定を受けなければならない。

(支給期間及び支払期日)

第六条 年金の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

年金は、毎月一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の年金は、その支払月でない月であつても支払うものとする。

(年金の返還)

第七条 町長は、偽りその他不正の手段により、年金の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は、一部をその者から返還させることができる。

(規則への委任)

第八條 この条例の施行に關し必要を事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和四十七年五月一日から施行する。

(昭和四十七年度における年金の支払期日の特例)

昭和四十七年度における年金の支払については、第六條第二項中「一月、五月及び九月」とあるのは、「三月、八月及び十二月」と読み替えるものとする。